明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一二）　二
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二一三）　三
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一四）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）

〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定（一〇）

〔規　則〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委九）　二〇

〔告　示〕
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の規定に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者を認定した件（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の規定に基づき、認定医療情報等取扱受託事業者を認定した件（同二、三）
○投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の効力発生に関する件（外務二七六）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇六）
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇四、一〇五）
○道路に関する件（四国地方整備局八一～八三）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和元年度地方職員共済組合団体共済部決算の要旨、令和２年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一二号）（国土交通省）

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年九月二三日とすることとした。

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二一三号）（国土交通省）

1　無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、航空法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二三日）から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一四号）（防衛省）

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五四号）附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年八月二八日とすることとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（防衛省）

1　自衛官任用一時金の額を改定するとともに、その支給時期を拡大することとした。（第一九条の二関係）

2　自衛官が昇任又は降任をした場合における号俸の決定基準を改めることとした。（別表第一及び別表第一の二関係）

3　この政令は、令和二年八月二八日から施行するほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えることを規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第七条関係）